

2025年度大学院博士前期課程一般入学試験（第Ⅲ期）問題

研究科名	科目名
法学研究科 法律学専攻	法学（総論）

次の問1および問2の両方に解答しなさい。

問1

法的三段論法について説明しなさい。

出典：宍戸常寿・石川博康（編）「第1章 法とは何か」『法学入門』（有斐閣、2021年）

問2

近代法の三原則について説明しなさい。

出典：末川 博（編）「第2講 法の発展」『法学入門』第6版補訂版（有斐閣、2014年）

解答または解答例：

Sample Answer(s) or Outline：

問1に関する採点のポイント

(1) 概念の意義、(2) 概念に関する構成要素の内容、(3) 各構成要素の関係性について、解答の記述から読み取れること。

問2に関する採点のポイント

まず三原則を明確に列挙することが必要である。すべての自然人が法律上平等に権利義務の主体となる資格を有するという原則が「権利能力平等の原則」であり、これは身分的差別を否定することを意味する。契約自由の原則を中核とし個人が自己の意思に基づいて法的関係を形成できるとするのが「私的自治の原則」である。損害賠償責任は原則として故意・過失がある場合に限られるとするのが「過失責任の原則」である。これらの三原則が、自由・平等を基礎とする市民社会の理念を法的に具体化したものであることを示す一方で、労働法や製造物責任法などではこの三原則に修正が加わり、所有権の公共性、公序良俗による契約の制限、製造物責任(PL法)に見られる無過失責任の導入などを示す必要がある。

出題意図：

Purpose of Question：

問1に関する出題の意図

法律の適用に関する理論の枠組みの理解を問うことによって、法学研究のために求められる法的思考の基礎を確認する。

問2に関する出題の意図

本問は、近代法を特徴づける基本理念を体系的に理解しているかを問うている。近代法の三原則とは、1. 権利能力平等、2. 私的自治、3. 過失責任であり、封建的身分秩序から市民社会への移行という歴史的背景の中で形成された原理である。したがって本問では、これら三原則を個別に説明できるだけでなく、それらが相互に関連し、市民社会の法構造を支える統一的理念を構成していることを理解しているかを問う。また、三原則が絶対的なものではなく、現代法においては修正・制限を受けていることに言及できるかどうかも評価対象となる。なお、この三原則を1. 所有権絶対、2. 契約自由、3. 過失責任とする民法典中心に捉えることも可能である。